

マル経資金(小企業等経営改善資金)

550万円以内 (特別枠450万円あり)
合計1,000万円

返済期間 運転資金5年以内
 設備資金7年以内(うち措置6ヶ月以内)
 貸付利率 固定2.2%(平成19年3月9日現在)
 担保・保証人 不要

国の事業ローン(普通貸付)

ご融資額 4,800万円 以内
長期・低利で使い道いろいろ

返済期間 運転資金5年以内(うち措置1年以内)
 設備資金10年以内(うち措置2年以内)
 貸付利率 固定2.5%(平成19年3月9日現在)
 担保・保証人 ご希望により相談させていただきます

「国の教育ローン」のご案内

合格発表の前でもお申し込みができますので、
 お早めのご相談をお待ちしております

ご利用いただける方	高校・短大・大学・大学院・専門学校・各種学校などに入学者・在学される方の保護者
年収の制限について	世帯合計で ☆給与所得者…990万円以内 ☆事業所得者…770万円以内
ご融資額	学生・生徒お一人につき200万円以内(200万円以内で、重複して利用できます。)
ご返済期間	10年以内(母子家庭の方は、11年以内)
措置期間	在学期間内で元金のご返済を据置くことが出来ます。(ただし、ご返済期間に含まれます。)
保証	(財教育資金融資保証基金または保証人)
ご返済方法	毎月元利均等返済(ボーナス月増額返済もできます。)
利率 (平成19年3月9日現在)	年2.3%(固定金利。貸付から最終回まで同じ利率です。)

新発田商工会議所 Tel 22-2757まで

事業主の皆様へ**石綿(アスベスト)健康被害救済のための「一般拠出金」の申告・納付について****●「一般拠出金」とは**

「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、石綿(アスベスト)健康被害者の救済費用に充てるため、2007年(平成19年)4月1日から事業主の皆様にご負担いただくものです。
 この救済(医療費等の支給)に必要な費用は、国からの交付金、地方公共団体からの拠出金及び事業主の皆様からの拠出金によってまかなわれます。

●「一般拠出金」申告・納付のポイント**1 対象 労災保険適用事業場の全事業主が対象です**

アスベストは、全ての産業において、その基盤となる施設、設備、機材等に幅広く使用されてきました。このため健康被害者の救済にあたっては、アスベストの製造販売等を行ってきた事業の事業主のみならず、すべての労災保険適用事業場の事業主に一般拠出金をご負担いただくこととしています。
 注意：特別加入者や雇用保険のみ適用の事業主は、申告・納付の対象外です。

「石綿による健康被害の救済に関する法律」(一般拠出金の徴収及び納付義務)

第35条 厚生労働大臣は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、労災保険の保険関係が成立している事業の事業主(徴収法第8条第1項又は第2項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあっては、当該元請負人。以下「労災保険適用事業主」という。)から、毎年度、一般拠出金を徴収する。

2 (略)

3 労災保険適用事業主(略)は、一般拠出金を納付する義務を負う。

2 納付方法(納付時期) 労働保険料と併せて申告・納付します。

継続事業における一般拠出金は、①平成19年度の労働保険料の年度更新より申告・納付していただきます。また、②平成19年4月1日以降、事業終了(廃止)した場合にも労働保険の確定保険料の申告に併せて申告・納付していただきます。

① 労働保険の年度更新手続 } 労働保険の確定保険料の申告に併せて申告・納付します
 ② 事業終了(廃止) }

注意：一般拠出金には概算納付の仕組みはなく、確定納付のみの手続きとなります。延納(分割納付)はできません。

3 料率 一般拠出金率は1000分の0.05です

業種を問わず、料率は一律1000分の0.05です。労災保険のメリット対象事業場についても一般拠出金率にはメリット料率の適用(割増、割引)はありません。

4 算定方法

一般拠出金額 = 事業主が平成18年度に労働者に支払った賃金総額(千円未満切捨て) × 一般拠出金率
 (一律0.05/1000)

(例) 賃金総額1千万円の場合 → 1千万円 × 0.05/1000 = 500円

問い合わせ先 新発田労働基準監督署 TEL 27-6680/新潟労働局 TEL 025-234-5921

雇用保険料率変更のお知らせ**雇用保険料率**

事業の種類	保 険 率		事業主負担率		被保険者負担率	
	～平成18年3月31日	平成19年4月1日～	～平成18年3月31日	平成19年4月1日～	～平成18年3月31日	平成19年4月1日～
一般の事業	19.5 1,000	15.0 1,000	11.5 1,000	9.0 1,000	8.0 1,000	6.0 1,000
農林水産の事業・清酒製造の事業	21.5 1,000	17.0 1,000	12.5 1,000	10.0 1,000	9.0 1,000	7.0 1,000
建設事業	22.5 1,000	18.0 1,000	13.5 1,000	11.0 1,000	9.0 1,000	7.0 1,000

注意：農林水産の事業のうち牛馬育成、酪農、養鶏、養豚の事業、園芸サービスの事業及び内水面養殖の事業は「一般の事業」の保険料率が適用されます。

問い合わせ先 ハローワーク新発田 TEL 27-6677